



2025年8月22日

各 位

上場会社名	北海道電力株式会社
代表者	代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋
(コード番号	9509 東証プライム・札証)
問合せ先責任者	総務・環境部企業行動室 法務グループリーダー 堂垣内 康弘
(TEL	011-251-1111)

電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告に対する 報告書の提出について

当社は、7月23日に電力・ガス取引監視等委員会より受領した業務改善勧告に対する報告書を取りまとめ、本日、同委員会に提出しました。

本業務改善勧告は、当社において北海道電力ネットワーク株式会社が作成した非公開情報^{※1}が記載された資料を当社従業員が所持・閲覧し、発電事業の業務に利用した事実が認められた^{※2}ことを受け、行われたものです。

当社といたしましては、電力自由化における公平、公正な競争を前提とした事業運営の根幹を揺るがしかねない行為と重く受け止めており、行為規制の法令遵守に係る新たな監視・監督体制のもと、徹底した再発防止に努めてまいります。

報告書の概要については、別紙をご参照ください。

※1：一般送配電事業者が営む託送供給および電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報

※2：電気事業法上、北海道電力ネットワーク株式会社の特定関係事業者（一般送配電事業者と同一グループ内の小売電気事業者、発電事業等）である当社は、非公開情報をその小売電気事業、発電事業等の業務において利用すること等が禁止されている

以 上

電力・ガス取引監視等委員会からの 業務改善勧告に対する報告の概要

2025年8月22日
北海道電力株式会社

1. 電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告

- 当社は、当社従業員が北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「NW」）作成の非公開情報を含む資料を所持・閲覧し、発電事業の業務に利用した事実が確認されたことについて、2025年7月23日、電力・ガス取引監視等委員会より、業務改善勧告を受領しました。
- 当該勧告において、2023年5月12日付で電力・ガス取引監視等委員会に対して報告した内部統制の強化に係る取り組み※に関して、未実施又は不十分な事項を整理し、報告したうえ、早期に実施することが求められており、当社は、本日、現状を踏まえ不十分な事項と改善策を整理し、報告書を提出しました（報告の概要は次頁以降に掲載）。

※2023年当時、他の小売電気事業者において、一般送配電事業者が保有する非公開情報を閲覧していた事案があり、電力・ガス取引監視等委員会から要請を受けて報告した、当社の行為規制の遵守を徹底するための内部統制強化に係る取り組み

【電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告の概要】

- ① 2023年5月12日付で電力・ガス取引監視等委員会に対して報告がなされている内部統制の強化に係る取組に関して、未実施又は不十分な事項を整理し、報告した上、早期に実施すること。
- ② 事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。
- ③ 上記①の勧告内容に係る改善計画が不十分であると認められる場合においては、必要に応じて追加的な改善策を策定し、実施すること。また、勧告内容の実施状況について、電力・ガス取引監視等委員会のフォローアップに誠実に対応すること。

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

- 2023年5月12日付で電力・ガス取引監視等委員会に対して報告した内部統制の強化に係る取り組みに関して、以下のとおり、不十分な事項を整理し、再発防止に向けた具体的な方策を策定しました。

<統制環境>

(確認する事項・観点)

- ✓ 体系的な内部統制体制を構築しているか。
- ✓ 行為規制を含めたコンプライアンス遵守の意識定着をどのように図っているか。
- ✓ 一般送配電事業者の非公開情報を利用することによる行為規制に違反するリスク等に関しての従業員による相談、通報がしやすい仕組みの整備及び組織風土の醸成により、従業員の適正な業務遂行を支援しているか。

①体系的な内部統制体制の構築

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス、リスク管理等の経営における重要課題については、役付執行役員等で構成する業務執行会議のほか、専門の会議体（企業倫理委員会・統合リスク管理委員会）を設置し、審議・調整
不十分な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行為規制のリスク低減に向けた取り組みについては、全社的なリスク管理やコンプライアンスに関する内部統制の仕組みの中でPDCAサイクルを展開してきたが、このたびの事案の発生に鑑みると、その再発防止には既存の内部統制の活用のみでは対応として不十分
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・行為規制に特化したリスク管理・法令遵守体制の構築・運用 ・経営における行為規制対応の優先度を高め組織的に強化 <p><三線管理を基本とした体制の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1線（業務執行箇所）、第2線（行為規制管理箇所）、第3線（行為規制監査箇所）の各役割を会社規範「一般送配電業務の中立性確保に関する行動規程」（以下、「行動規程」）に明記したうえで、次の施策を実施 <p>(責任者の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスを所管する役付執行役員を「行為規制遵守責任者」と位置付け、当該責任者が、毎年度、行為規制遵守計画の策定、実施状況の確認等を行うとともに、行為規制遵守に関する取り組みの自己点検等を指示し、各部門における統制の実施状況や有効性の確認等を実施

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

①体系的な内部統制体制の構築（つづき）

改善策

<三線管理を基本とした体制の強化>（つづき）

（行為規制遵守委員会の設置）

- ・当社のコンプライアンス全般の取り組みを推進する企業倫理委員会のもとに、行為規制遵守責任者を委員長とする「行為規制遵守委員会」を設置し、第1線、第2線の実務面での取り組みを強化
- ・当該委員会では、第1線における体制・仕組み、取り組み状況や第2線による第1線へのモニタリング結果を評価し、相互に提言を行うことで実効性の向上を図る。また、行為規制遵守体制の見直し、取り組みの徹底・強化のための改善策を策定し、全社的活動の推進を図る

（外部有識者等の意見を反映する仕組みの構築）

- ・経営層において行為規制遵守の取り組みに特化した議論を定期的に行っていくため、行為規制遵守委員会における取り組みについては、企業倫理委員会・取締役会に報告し、外部有識者等から助言を受ける仕組みを構築

<リスク評価・自己点検・モニタリングの強化>

- ・多様なリスクシナリオを網羅的に洗い出し、既存の全社的統合リスク管理体制と連携しながら行為規制リスクに対する対応を一層強化

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

② 行為規制を含めたコンプライアンス遵守の意識定着

現状

<コンプライアンス意識の醸成>

- ・行為規制に関する禁止事項を行動規程に規定
- ・コンプライアンスの徹底に向けた社長メッセージの発信、eラーニング・研修等の教育を実施

<会議体によるコンプライアンス遵守の推進>

- ・社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、再発防止策やコンプライアンス推進の取り組みについて審議

不十分な事項

<コンプライアンス意識の醸成>

- ・社長メッセージの発信、アンケート調査、従業員向けの各種教育活動等によりコンプライアンス意識の醸成を図ってきたが、一般送配電事業者の中立性を損なう行為についての従業員の認識が不足しており、行為規制遵守の意識付けが徹底できておらず取り組みが不十分

<会議体によるコンプライアンス遵守の推進>

- ・企業倫理委員会を中心とする行為規制を含めたコンプライアンス推進体制を構築し取り組みを進めてきたが、誤った認識を持っている従業員が存在するなど、行為規制遵守の意識付けが徹底できておらず取り組みが不十分

改善策

<コンプライアンス意識の醸成>

- ・行為規制リスクに直面した際の対応を「自分事」として考えさせるなど、遵守の意識を徹底的に浸透させ、不正が生じない企業風土を醸成
- ・人事異動集中月における注意喚起メッセージの発信、行為規制遵守に向けたコミュニケーション活動の強化、本勧告受領に伴う社長メッセージの発信
- ・従来からのコンプライアンス全般の教育・研修に加え、行為規制に特化した教育・研修の実施
- ・部門特有のNWとの業務上の接点を踏まえてリスクシナリオを想定し、そのリスクを回避・低減するための統制を各部門が業務規程に反映のうえ教育

<会議体によるコンプライアンス遵守の推進>

- ・行為規制遵守委員会を開催し、第1線、第2線の取り組みの有効性や実施状況の評価、提言、見直しのPDCAサイクルを継続的に展開し、行為規制を含めたコンプライアンス意識の全社的な定着を図る
- ・同委員会における取り組みは、企業倫理委員会・取締役会に報告し、外部有識者等から助言を受ける

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

③内部通報体制の環境整備

現状	<ul style="list-style-type: none">・コンプライアンス違反行為の早期発見と是正を図ることを目的に内部通報窓口「コンプライアンス相談窓口」を社内外に設置・受付した相談については事実関係の調査と必要に応じた是正措置を行い、全ての相談事案を企業倫理委員会、社外取締役全員に報告・社内ポータルサイトに窓口の連絡先や会社規範、利用の手引き、過去に寄せられた相談概要等を掲載
不十分な事項	<ul style="list-style-type: none">・コンプライアンス相談窓口の運用は適切になされていたが、内部通報に至るまでにかなりの時間を要したことを踏まえると、行為規制遵守に関する意識付けに加え、社内で気軽に相談できる仕組みが不十分
改善策	<ul style="list-style-type: none">・コンプライアンス相談窓口（内部通報窓口）への通報に至らずとも、行為規制に関するリスクや疑問について従業員が気軽に確認・相談できるよう、行為規制に特化した「行為規制相談窓口」を設置・行為規制相談窓口の認知度向上を図るため、社内ポータルサイトに従業員向けの「行為規制専用サイト」を新設し、全従業員が容易にアクセスできるよう、社内ポータルサイトのトップページにそのリンクを掲載・内部通報制度の役割やその利用方法について従業員に対し定期的に解説、周知

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

<リスク評価>

(確認する事項・観点)

- ✓ 業務全体のリスク評価が十分に行われているか。

④業務全体のリスク評価

現状

- ・会社規範「統合リスク管理規程」に基づき、全社的な統合リスク管理体制を整備
- ・各部署がリスクオーナーとしてリスクを認識・分析・評価のうえ対応策を実行し、統合リスク管理箇所に報告
- ・統合リスク管理箇所が集約した情報を全社的に一元化し、経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク（経営リスク）を抽出したうえで、社長を委員長とする「統合リスク管理委員会」が対応方針を確認、助言。同委員会は、全ての役付執行役員で構成、さらに社外取締役等がアドバイザーとして参加
- ・同委員会で議論した経営リスクと対応方針については、毎年度の経営方針に反映し、取締役会に付議

不十分な事項

- ・行為規制違反を含むコンプライアンス違反リスクを経営リスクとして掲げ、リスクの評価等を実施してきたが、行為規制に特化したリスクの洗い出しや不正の観点からのリスクの評価が不十分
- ・行為規制に関する自己点検・モニタリングは実施してきたものの、法令違反の有無を確認する自己点検に留まっており、リスクシナリオの想定をさらに具体化し、それらに対する統制（リスク低減策）が有効かといった踏み込んだ点検・モニタリングが不足
- ・自己点検・モニタリングの結果は、コンプライアンスを担当する執行役員までの報告に留まり、経営層や外部の目線が入る体制となっていない

改善策

- ・全社的なリスク管理のもと、行為規制リスクに関しては、第1線においてリスク評価を踏まえた統制の構築・運用、自己点検を行い、第2線がモニタリングを行うことで、リスク管理の取り組みを強化

<自己点検・モニタリングの実施>

- ・第1線が、行為規制に関するリスクシナリオのさらなる洗い出しを行い、「不正のトライアングル」（機会・動機・正当化）の視点から要因を分析。当該要因に対する統制を構築し、自己点検を実施
- ・第2線が、第1線の自己点検結果に対するモニタリング、助言・指導を実施

<自己点検・モニタリング結果の経営層への報告>

- ・自己点検・モニタリング結果を行為規制遵守委員会に報告のうえ、企業倫理委員会、取締役会へ報告し、外部の目線から助言・指導を受ける仕組みを構築

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

<統制措置>

(確認する事項・観点)

- ✓ 業務委託先の管理をどのように行っているか。特に、行為規制に違反するリスクの高い重要な業務委託先及び委託業務を特定し、リスクに応じた管理体制を検討し、監査体制を構築しているか。
- ✓ 行為規制に関する定期的な社内研修はどのように行われているか。特に、一般送配電事業者の非公開情報を利用することによる行為規制に違反するリスク等に関しての教育、研修の体制及び内容の改善により、従業員の適正な業務遂行を支援しているか。
- ✓ 行為規制に係る社内意思決定の文書化や決裁はどのように行われているか。

⑤業務委託先の管理

現状

- ・個人情報を委託先に提供する場合は、会社規範「個人情報保護マニュアル」に基づき、個人情報保護に係る第三者認証や体制整備、教育研修等についての委託先への事前確認、委託契約書への遵守事項の規定、委託先・再委託先の監督等を実施
- ・個人情報以外の情報の取扱いに関しても、委託先との契約において、情報の適切な管理に係る遵守事項を定める必要がある旨を手引きや契約書のひな形に規定

不十分な事項

- ・非公開情報を含む個人情報以外の情報の取扱いに関しては、委託先との契約において不正利用を行わないよう対策を講じる等の旨の定めを設けているものの、法令遵守に向けた体制の構築や研修等の具体的な対策実施の働きかけは行っていない
- ・行為規制については委託先にとって必ずしも馴染みの深い規定ではなく、理解が及んでいない可能性がある
- ・取引先がNWからの業務受託により非公開情報を保有している可能性があるとの認識や、当該委託先の状況を適切に確認し、行為規制遵守の観点から指導を行う必要があるとの認識が不十分

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

⑤業務委託先の管理（つづき）

改善策

- ・行動規程において、委託先の行為規制遵守に係る安全管理措置を規定し、行為規制遵守に特化した教育・研修において周知
- ・当社と委託契約等を締結している取引先に対し、本件を踏まえた注意喚起資料を配付し、法令の理解向上と同様事例の発生防止を図る
- ・当社の取引先におけるNWとの取引有無を確認し、送配電事業への関与等からリスクが特に大きいと考えられる取引先（再委託先を含む）に対し、行為規制違反防止のための安全管理措置の実施を要請
- ・安全管理措置の内容については、再委託先を含め、体制の構築や従業員への教育等が実施されていることの確認、定期的な監督の実施などを検討。不備があった場合には是正措置を実施
- ・NWから得た非公開情報を当社に提供してはならない旨を委託契約書に明示して取引先の行為規制遵守を促す

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

⑥行為規制に関する定期的な社内研修

現状	・毎年実施している全従業員向けのコンプライアンスに関するeラーニングにおいて、行為規制に関する内容を盛り込み、注意喚起
不十分な事項	・過去の他社事例も踏まえ、各種教育活動等を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図ってきたが、実際には、「行為規制の遵守は一般送配電事業者が配慮すべきもの」「競争環境に影響を及ぼさなければ非公開情報の利用には当たらない」との誤った認識を持っている者も存在するなど、従業員に対する意識付けが徹底できておらず、会社として取り組みが不十分
改善策	・行為規制に特化した教育・研修を階層別（全従業員、管理職、新任企業行動マネージャー、役員）に実施し、行為規制遵守の意識を徹底的に浸透させ、不正が生じない企業風土を醸成 ・階層に合わせたeラーニングや意見交換会、勉強会、部門別の業務実態に即した教育・研修を定期的を実施 ・行為規制遵守の目的や当社・他社の具体的な違反事例、処分の説明に重点を置き、行為規制遵守の重要性を認識できる教育コンテンツを作成

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

⑦ 行為規制に関する社内意思決定の文書化や決裁

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社規範「文書規程」「文書取扱マニュアル」において、決裁文書の取扱いや運用に関する基本的な事項を規定。毎年度、新たに管理職に就任した従業員等を対象に、文書に関するeラーニングを実施 ・りん議書により決裁する事案等については、原則、内部監査部門において、合法性と合理性の観点から内部監査を実施。監査等委員（常勤）においても、適法性、適正性、妥当性の視点から監査を実施 ・各主管部が意思決定を行うにあたり、行為規制への抵触が懸念される場合には、法務部門へ事前確認を行ったうえで意思決定
<p>不十分な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書の作成、確認に際し、行為規制への抵触の有無について適切に配慮するよう求める教育・啓発が不足 ・各主管部による社内意思決定や業務遂行において行為規制に抵触するリスクを排除する観点では、主管部が所管する業務マニュアルへの反映も不足
<p>改善策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書、関連資料に引用・参照した情報には必ず出典元を明記することや、非公開情報が含まれていないことの確認（作成者・決裁者）が必要であることをeラーニング教材に明記 ・「会社規範に関する取扱マニュアル」を改正し、会社規範の作成にあたっては行為規制に十分に配慮したルールになっているか留意が必要である旨を明記 ・各部門が所管する業務マニュアルについても、部門特有のNWとの業務上の接点を踏まえてリスクシナリオを想定し、そのリスクを回避・低減するための統制を適切に反映し、第2線によるモニタリングで取り組み状況を確認

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

<情報と伝達 ITガバナンス>

(確認する事項・観点)

- ✓ 情報システムの物理分割等に向けた対応はどのようになっているか。

⑧情報システムサーバ・情報共有サーバの分割等

現状

<NWと共用していた情報システムの共用解消の完了>

- ・2023年5月12日付「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい等について（要請）に対する報告について」に記載した計画どおりに、特定小売メニューの管理を小売システムへ移行し、営業システムを廃止。これにより、全てのメニューについて新電力と同じ業務プロセスとなり、託送情報に係る情報システムのNWとの共用解消を完了

<NWが管理するシステムの利用者・ポータルサイト等の閲覧者の限定>

- ・NWが管理する系統運用自動化システムの一部については、送配電設備の保守業務を受託している当社発電部門の従業員が利用しており、権限設定により利用者を限定
- ・NWが管理するポータルサイトや組織間共有フォルダについては、当社従業員が受託業務等で利用することがあり、NWにおいて掲載する情報の内容に応じたアクセス権限を設定し、閲覧者を限定

不十分な事項

<当社サーバのNWとの共用解消>

- ・NWの託送業務関連システム、ポータルサイト、組織間共有フォルダ等を収納するサーバについて、アクセス権限の設定により情報遮断の措置を講じているが、アクセス権限の不備等のリスクに対する備えが万全とまでは言えない

<NWが管理するシステムの利用者・ポータルサイト等の閲覧者の限定>

- ・NWにおけるアクセス権限等の情報管理の不備に加え、非公開情報の不適切な閲覧等を防止するための牽制・チェックの仕組みが不足
- ・法的分離後の一定期間、NWから受託する一部の業務において、情報連携の体制（問合せルール等の整備）が不十分

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

⑧情報システムサーバ・情報共有サーバの分割等（つづき）

改善策

<当社サーバのNWとの共用解消>

（託送業務関連システムのサーバ分割）

- ・託送業務関連システムを当社のプライベートクラウドサーバからNWの新設サーバへ移行（2023年に計画し進行中）

（情報共有サーバの分割）

- ・NWのポータルサイト、組織間共有フォルダに収納する電子ファイルを当社のサーバからNWの新設サーバへ移行（非公開情報を含むファイルから順次移行）

<NWの非公開情報（電子ファイル）を閲覧できない仕組みの構築>

- ・電子ファイル毎に閲覧者の範囲を設定できる仕組み（「NW従業員限り」と設定されたファイルは当社従業員が閲覧できない）を整備

<非公開情報を所持していないことを確認する仕組みの構築>

- ・職場管理者が、異動時期等に、NWから当社に異動（移籍）した者が非公開情報を所持していないか、ポータルサイト等のアクセス権限が適切に更新されているかを確認

<安定供給に関するNWとの情報連携体制についての再点検および定期的なモニタリングの実施>

- ・第1線は、NWから不適切な情報連携が行われないよう、NWとの情報連携体制について再点検を実施。整理した内容を業務マニュアル等に規定し、定期的にモニタリングを実施

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

<モニタリング>

(確認する事項・観点)

- ✓ 独立かつ強力な監査体制が構築されているか。

⑨内部監査体制の構築

現状

- ・社長、担当役付執行役員に直属し、各部室から独立した立場にある内部監査部門に専任スタッフを配置した体制を構築。監査等委員会、会計監査人と監査計画や監査結果等の情報連携を図り、内部監査の実効性を向上
- ・行為規制遵守への対応状況については、関係する本店部室を対象に、2023年度から内部監査を実施

不十分な事項

- ・これまでの行為規制遵守に係る内部監査は、第2線を中心とした関係部室へのヒアリングや書面回答をもとに実施してきたが、第1線における行為規制の遵守状況の直接確認等、踏み込んだ確認が必要
- ・このたびの事案を踏まえると、グループ本社の内部監査部門として、関係するグループ会社における再発防止策の実施状況の確認が必要

改善策

- ・第1線による行為規制の遵守状況を直接確認
- ・第2線によるモニタリング調査結果等について、証跡を含めて確認
- ・グループ会社の内部監査において、行為規制遵守の取り組みを重点項目とし、NWやその他送配電事業への関与度が高いグループ会社の再発防止策の策定、実行状況を確認

<取締役会・監査等委員会による監督・監査>

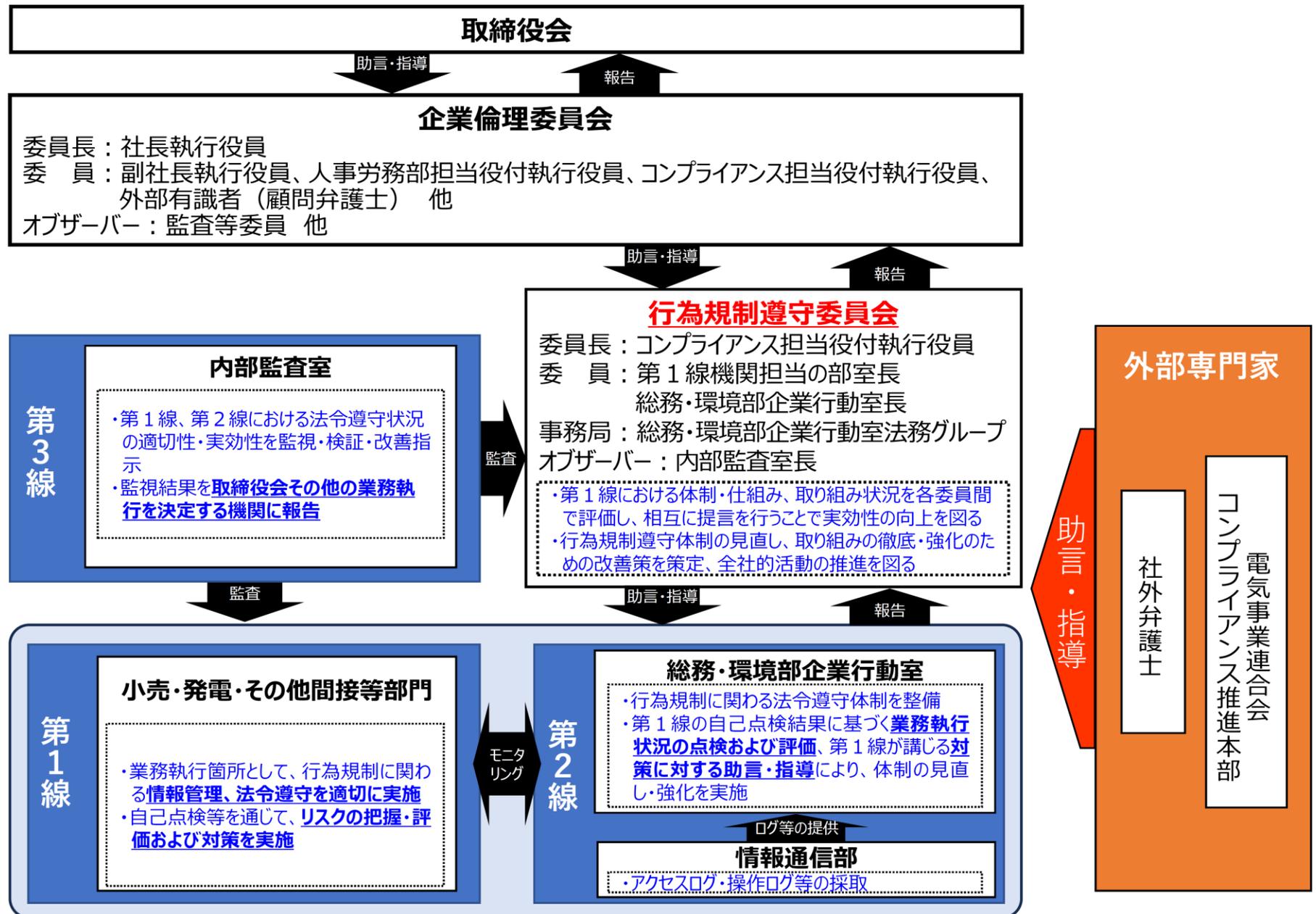
- 取締役会・監査等委員会では、行為規制遵守委員会からのレポートラインを活用するなどして、本業務改善計画の実施状況をはじめとする行為規制遵守の取り組みについて監督・監査を確実に行っていきます。

<関係者に対する処分>

- このたびの業務改善勧告を真摯に受け止め、業務執行に関する管理責任を明確にするため、以下のとおり、関係する役員の処分を実施しました。

【減俸】	代表取締役社長執行役員	齋藤 晋	(月額報酬 20%、2か月)
	常務執行役員 (再生可能エネルギー開発推進部担当)	鈴木 博之	(月額報酬 10%、2か月)
	執行役員再生可能エネルギー開発推進部長	坂井 淳	(月額報酬 10%、1か月)
【厳重注意】	取締役常務執行役員 (前内部監査室担当、総務・環境部担当)	土田 拓	
	常務執行役員 (前コンプライアンス担当)	高田 聡	

(参考1) 三線管理体制の強化



(参考2) 不適切事案の概要

(1) 業務改善勧告の対象事案（以下、「本事案」）

- 内部通報窓口への通報により、当社の再生可能エネルギー開発推進部（以下、「再エネ部」）の従業員が、NWが作成した非公開情報を含む資料（将来的な北海道エリアの系統構成の検討状況等に関する資料）を所持していたことが判明しました。
- これを受け、外部専門家のサポートを受けた調査を実施したところ、再エネ部において、職場管理職を含む数名の従業員が当該資料を参照し、NWの情報であるという認識をもって、風力発電設備の新設を検討し、意思決定権者である部長への相談資料を作成するといった、当社の発電事業の業務において利用していた事実が認められました。結果として、競争に及ぼした影響は限定的との評価をいただいたものの、公平・公正な競争を前提とした電気事業運営の根幹を揺るがしかねない行為であり、徹底した再発防止に努めてまいります。

(2) その他の事案

- これまでの調査の結果、本事案に加え、当社の従業員がNWの作成した非公開情報を含む資料を所持・閲覧していた以下の事実が確認されています。これらについては、発電事業者間の競争に影響を与えるような態様で利用した事実までは認められなかったとの評価をいただいたものの、情報連携・情報管理体制の不備に対する改善が必要であると認識しています。

【確認された事実】

a. 組織間共有フォルダ・ポータルサイトの閲覧

- ・NWが組織間共有フォルダおよびポータルサイトに保存された非公開情報の取扱状況を管理しておらず、当社から閲覧できるようになっており、実際に当社の一部従業員が閲覧しました。
- ・閲覧の理由は、NW設備の故障や修繕に伴う停止等による当社発電設備への影響確認、自己の電気事業に関わる知識の研鑽などでした。

b. 系統運用自動化システム等への閲覧

- ・NWが管理する系統運用自動化システムのうち、停電管理と設備変更管理に係る2つのサブシステムについては、発電所に隣接する送配電設備の保守業務を受託している当社発電部門の従業員も業務上利用しています。これらシステムのアクセス権限設定や情報のマスキングに不備があり、当社の一部従業員が閲覧していました。
- ・閲覧の理由は、受託業務遂行のためこれらシステムを閲覧した際に受託業務と関係のない非公開情報も同時に表示され意図せず閲覧したものなどでした。

(参考3) 発生原因ならびに再発防止策および実施状況

<従業員の意識変革、理解度の向上、健全な企業風土の醸成>

※2025年5月30日に報告した
再発防止策の実施状況等を追加

発生原因	再発防止策	実施状況
・行為規制に関する教育が十分でなかったこと	人事異動集中月における注意喚起メッセージの発信	2025年4月実施済
	社長メッセージの発信、当該メッセージを踏まえた職場内での意見交換の実施	2025年4月実施済
・従業員同士の個人的な関係における情報のやり取りの中でも、行為規制違反が生じ得るという意識が希薄だったこと	行為規制遵守に向けたコミュニケーション活動の強化	2025年7月実施済 2026年2月実施予定
	全従業員向けeラーニング	2025年8月実施予定
・法的分離時における資料の取扱いに関する指示が徹底されていなかったこと	行為規制遵守に特化した教育・研修の実施（階層別）	2025年9月実施予定
	管理職向けeラーニング	2025年9月実施予定
	新任企業行動マネージャー向け意見交換会	2025年10月実施予定
・法的分離後の一定期間、一部の業務においてNWとの情報連携の体制が十分に整備されておらず、そのような中で、電力の安定供給に関わる情報閲覧等であれば、行為規制上の問題が生じにくいという認識の甘さがあったこと	役員向け勉強会	2025年10月実施予定
	各部門の業務実態に即した教育・研修の実施	2025年9月～10月実施予定
	行為規制相談窓口の設置	2025年4月実施済
	行為規制相談事例集（FAQ）の作成	2025年4月実施済
	行為規制専用ポータルサイトの作成	2025年4月実施済

(参考3) 発生原因ならびに再発防止策および実施状況

※2025年5月30日に報告した
再発防止策の実施状況等を追加

<情報連携・情報管理体制の強化>

発生原因	再発防止策	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 法的分離後の一定期間、一部の業務において、NWとの情報連携の体制が十分に整備されていなかったこと 	当社サーバのNWとの共用解消 ①託送業務関連システムのサーバ分割（全システムの移行完了時期） ②情報共有サーバの分割（全データの移行完了時期）	①2025年度末実施予定（2027年度上期予定） ②2026年度上期実施予定（2028年度末予定）
	NWの非公開情報を閲覧できない仕組みの構築	2026年度上期実施予定
<ul style="list-style-type: none"> ポータルサイト等に掲載されている情報のアクセス権限（NWが設定するもの）に不備があったこと 	非公開情報を所持していないことを確認する仕組みの構築	2025年10月実施予定
	安定供給に関するNWとの情報連携体制についての再点検、定期的なモニタリングの実施	2025年度中実施予定

<チェック体制・対策の整備・強化>

発生原因	再発防止策	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 行為規制等の法令遵守に係る監視・監督が不十分であったこと 	三線管理を基本とした体制の強化 ・責任者の明確化 ・行為規制遵守委員会の設置 ・外部有識者等の意見を反映する仕組みの構築	2025年7月から実施中
	リスク評価・自己点検・モニタリングの強化	2025年8月から実施中

(参考3) 発生原因ならびに再発防止策および実施状況

※2025年5月30日に報告した再発防止策の実施状況等を追加

<委託先に関する安全管理措置の強化>

発生原因	再発防止策	実施状況
・当社およびNWの双方から業務を受託している委託先を通じて行為規制上の懸念が生じ得ることについて認識が不足していたこと ・当該委託先に対する行為規制遵守の注意喚起や指導が徹底されていなかったこと	安全管理措置の必要な委託先の特定	2025年度上期実施予定
	行為規制遵守を含む秘密保持契約の設定などの安全管理措置の検討	2025年度下期実施予定
	安全管理措置の遵守状況を確認する仕組みの構築（モニタリング調査等）	2025年度下期実施予定